

«別表»

ヒューマンライフケア東住吉の湯

料 金 表

[居宅介護サービス]

等級	2 級地	地域加算	10.96
----	------	------	-------

サービス提供時間	算定単位	単位数	自己負担額
イ. 居宅における身体介護 / ロ. 通院等介助(身体介護を伴う場合)			
30分未満	／回	256単位	281円
30分以上1時間未満		404単位	443円
1時間以上1時間30分未満		587単位	644円
1時間30分以上2時間未満		669単位	734円
2時間以上2時間30分未満		754単位	827円
2時間30分以上3時間未満		837単位	918円
3時間00分以上3時間30分未満		921単位	1,010円
以降、30分を増すごとに加算		83単位	91円
※ 1 イまたはロの従業者が、重度訪問介護研修修了者の場合			
1時間未満	／回	186単位	204円
1時間以上1時間30分未満		277単位	304円
1時間30分以上2時間未満		369単位	405円
2時間以上2時間30分未満		461単位	506円
2時間30分以上3時間未満		553単位	606円
3時間00分以上3時間30分未満		638単位	700円
以降、30分を増すごとに加算		86単位	95円
八. 家事援助			
30分未満	／回	106単位	117円
30分以上45分未満		153単位	168円
45分以上1時間未満		197単位	216円
1時間以上1時間15分未満		239単位	262円
1時間15分以上1時間30分未満		275単位	302円
1時間30分以上1時間45分未満		311単位	341円
以降、15分を増すごとに加算		35単位	383円

«次ページもご覧ください»

サービス提供時間	算定単位	単位数	自己負担額
二. 通院等介助(身体介護を伴わない場合)			
30分未満	／回	106単位	117円
30分以上1時間未満		197単位	216円
1時間以上1時間30分未満		275単位	302円
1時間30分以上2時間00分未満		345単位	379円
以降、30分を増すごとに加算		69単位	76円

- ※ 当事業所のサービス提供責任者が、厚生労働大臣が定める基準の資格を有しない場合、または有しなくなった場合には、当該基準に定める料金に変更となります。
- ・(イまたはロ)所定単位数に70/100を乗じた単位数で算定または、上記(※1)で算定。
 - ・(ハまたはニ)所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定
- ※ やむを得ない事情で、且つ、利用者の同意を得て、サービス従業者2人で支援した場合は所定単位数に200/100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 日中時間帯(午前8時～午後6時)以外にサービスを行う場合は、以下のとおり算定します。
- ・早朝(午前6時～午前8時)もしくは夜間(午後6時～午後10時)の場合
所定単位数に125/100を乗じた単位数で算定します。
 - ・深夜(午後10時～午前6時)の場合
所定単位数に150/100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 当事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する方、および左記以外の範囲に所在し当事業所の指定居宅介護の利用者が20名以上居住する建物にお住まいの方は、所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 当事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在し、当事業所の指定居宅介護の利用者が50名以上居住する建物にお住まいの方は、所定単位数に85/100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 身体的拘束等の適正化の基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算します。
- ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定および当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

加算項目	算定単位	単位数	自己負担額
緊急時対応加算	／回	100単位	110円
初回加算	／月	200単位	220円
利用者負担上限額管理加算	／回	150単位	165円

《別表》

ヒューマンライフケア東住吉の湯

料 金 表

[重度訪問介護サービス]

等級	2 級地	地域加算	10.96
----	------	------	-------

サービス提供時間	重度訪問介護		障害程度区分6に該当		重度障害等の場合	
	単位数	自己負担額	単位数	自己負担額	単位数	自己負担額
イ. ロ以外の障害者に提供した場合（算定単位：1 回につき）						
1時間未満	186単位	204円	202単位	222円	214単位	235円
1時間以上 1時間30分未満	277単位	304円	301単位	330円	319単位	350円
1時間30分以上 2時間未満	369単位	405円	400単位	439円	424単位	465円
2時間以上 2時間30分未満	461単位	506円	500単位	548円	530単位	581円
2時間30分以上 3時間未満	553単位	606円	600単位	658円	636単位	697円
3時間以上 3時間30分未満	644単位	706円	699単位	767円	741単位	813円
3時間30分以上 4時間未満	736単位	807円	799単位	876円	846単位	928円
4時間以上 4時間30分未満	821単位	900円	891単位	977円	944単位	1,035円
以降、30分増すごとに	85単位	94円	92単位	101円	98単位	108円
8時間以上 8時間30分未満	1505単位	1,650円	1633単位	1,790円	1731単位	1,898円
以降、30分増すごとに	85単位	94円	92単位	101円	98単位	108円
12時間以上 12時間30分未満	2184単位	2,394円	2370単位	2,598円	2512単位	2,754円
以降、30分増すごとに	81単位	89円	88単位	97円	93単位	102円
16時間以上 16時間30分未満	2834単位	3,106円	3075単位	3,371円	3259単位	3,572円
以降、30分増すごとに	86単位	95円	93単位	102円	99単位	109円
20時間以上 20時間30分未満	3520単位	3,858円	3819単位	4,186円	4048単位	4,437円
以降、30分増すごとに	80単位	88円	87単位	96円	92単位	101円

《次ページもご覧ください》

サービス提供時間	重度訪問介護		障害程度区分6に該当		重度障害等の場合	
	単位数	自己負担額	単位数	自己負担額	単位数	自己負担額
ロ. 病院等に入院又は入所中の障害者に提供した場合（算定単位：1回につき）						
1時間未満	186単位	204円	202単位	222円	214単位	235円
1時間以上 1時間30分未満	277単位	304円	301単位	330円	319単位	350円
1時間30分以上 2時間未満	369単位	405円	400単位	439円	424単位	465円
2時間以上 2時間30分未満	461単位	506円	500単位	548円	530単位	581円
2時間30分以上 3時間未満	553単位	606円	600単位	658円	636単位	697円
3時間以上 3時間30分未満	644単位	706円	699単位	767円	741単位	813円
3時間30分以上 4時間未満	736単位	807円	799単位	876円	846単位	928円
4時間00分以上 4時間30分未満	821単位	900円	891単位	977円	944単位	1,035円
以降、30分増すごとに	85単位	94円	92単位	101円	98単位	108円
8時間以上 8時間30分未満	1505単位	1,650円	1633単位	1,790円	1731単位	1,898円
以降、30分増すごとに	85単位	94円	92単位	101円	98単位	108円
12時間以上 12時間30分未満	2184単位	2,394円	2370単位	2,598円	2512単位	2,754円
以降、30分増すごとに	81単位	89円	88単位	97円	93単位	102円
16時間以上 16時間30分未満	2834単位	3,106円	3075単位	3,371円	3259単位	3,572円
以降、30分増すごとに	86単位	95円	93単位	102円	99単位	109円
20時間以上 20時間30分未満	3520単位	3,858円	3819単位	4,186円	4048単位	4,437円
以降、30分増すごとに	80単位	88円	87単位	96円	92単位	101円

- ※ イ、ロおよび移動介護加算について、やむを得ない事情で、且つ、利用者の同意を得て、サービス従業者2人で支援した場合は所定単位数に200/100を乗じた単位数で算定します。ただし、熟練従業者が新任従業者に同行して区分6の利用者に支援を行う場合、あるいは熟練従業者が重度障害者等包括支援の度合にある利用者を支援する従業者に同行して支援を行う場合は、180/100を乗じた単位数で算定します。（2人介護の認定を受けた方に限ります。）
- ※ ロについて、90日以降の利用は所定単位数に80/100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する場合は、基本報酬に115/100を乗じた金額で算定します。
- ※ 障害支援区分6に該当し、且つ、重度障害者等包括支援の対象者以外の場合は、基本報酬に8.5/100を乗じた金額で算定します。
- ※ 日中時間帯(午前8時～午後6時)以外にサービスを行う場合は、以下のとおり算定します。
 - ・早朝(午前6時～午前8時)もしくは夜間(午後6時～午後10時)の場合
所定単位数に125/100を乗じた単位数で算定します。
 - ・深夜(午後10時～午前6時)の場合
所定単位数に150/100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 身体的拘束等の適正化の基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算します。
- ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定および当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ その他注意事項については、重要事項説明書をご参照ください。

加算項目		算定単位	単位数	自己負担額
移動介護加算	1時間未満	／回	100単位	110円
	1時間以上1時間30分未満		125単位	137円
	1時間30分以上2時間未満		150単位	165円
	2時間以上2時間30分未満		175単位	192円
	2時間30分以上3時間未満		200単位	220円
	3時間以上		250単位	274円
緊急時対応加算		／回	100単位	110円
初回加算		／月	200単位	220円
利用者負担上限額管理加算		／回	150単位	165円
移動介護緊急時支援加算		／日	240単位	263円